

目次

2023年度日本女性学会大会報告……………	1	次回大会お知らせ……………	5
シンポジウム報告……………	1	会員の著書紹介……………	6
シンポジウム参加者から……………	2	会員の著書紹介募集……………	6
パネル報告・ワークショップ報告……………	3	会費納入のお願い……………	6
個人研究発表一覧……………	5		

2023年度日本女性学会大会報告

日程：6月17日（土）、18日（日）

大会シンポジウム

「性犯罪、性暴力に対して日本社会はどう変わったか ——加害者が責任を取らされ、被害者の思いが受け止められる社会への道のり」

パネリスト：中山純子、周藤由美子、吉永磨美

コーディネーター：北仲千里

シンポジウム報告

シンポジウムは、前日6月16日に刑法の性犯罪規定の歴史的な改正や関連法制定が国会で成立した、まさにその翌日に開かれることとなった。中山報告では、今回法制審議会の議論で「性犯罪の処罰規定の本質は【被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにある】」ことが繰り返し確認され、そのような中で「暴行脅迫」要件に代わって「同意しない意思」を中心とした改正がされたことが説明された。周藤報告では、性暴力にあった時に被害者になる心理状態や、対処行動の実情と、刑法の規定とに大きなずれがあったことが示され、また全国に作られた性暴力被害者のためのワンストップセンターの活動や課題について北仲と語りあった。吉永報告では、マスメディアで働く女性達自身がセクハラ被害を受けていて、それが報道姿勢にも影響していること、男性中心の価値観が支配する報道の職場で、ジェンダー問題をあまり取り上げない、配慮のない表現があまり直されない傾向があること、それに対し、約20人の記者が執筆した「失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック」などの取り組みがあること等が話された。シンポジウム後も、ジャニーズの事件が社会を大きく揺るがせており、報じてこなかったメディアの問題も指摘されている。今回の刑法改正や、対策強化の動きと呼応し、研究者や専門家、メディアも含めた社会全体がさらに大きく変わることが求められている。（北仲千里）

シンポジウム参加者から

大会シンポジウムの感想①

『『性犯罪、性暴力に対して日本社会はどう変わったか』に参加して』

大木直子

2023年度の日本女性学会大会は久しぶりの対面での開催でした。シンポジウムのテーマは「性犯罪」「性暴力」の被害者支援で、「性犯罪」「性暴力」の捉え方、支援のあり方などについて、「被害のリアリティ」という観点から3人の報告と討論が行われました。奇しくもシンポジウムの前日には、強制性交罪と準強制性交罪が「不同意性交罪」に改められ、成立要件の明確化が報道されたばかりでした。

第1部では、コーディネータの北仲千里代表幹事から、シンポジウムの趣旨が説明され、ワンストップセンターに関する各種データ、性犯罪、性暴力の定義や被害防止などの世界的潮流、近年の日本の刑法・性犯罪の改正に関する議論などについて解説がありました。

性暴力被害者支援現場の報告では被害者、加害者の属性や相談に至るまでの時間の長さ、警察への相談のしにくさ、被害者のワンストップセンターでの相談事例や支援内容が紹介されました。中山純子さんは、2023年6月の刑法改正について、法制審議会の構成メンバーや議論の様子、これまでの性犯罪、性暴力の無罪判決などを踏まえた上で、今回の改正のポイントである「暴行・脅迫の定義」の変更と「性交同意年齢」の引き上げについて説明しました。吉永磨美さんは、性犯罪、性暴力を報じる立場にあるはずのマスコミにおいて、報道の現場の人たちの受けた性暴力が長年放置されてきたこと、日本のマスコミが男性中心で人権意識の低い職場環境であることなどを指摘し、最近のハラスメントの対応策を紹介しました。

第2部はフロアからの質問に対する回答や全体討論が行われました。その中で、特に印象に残ったことは、包括的な支援の必要性でした。ワンストップセンターでの相談や支援を受けることができたとしてもその後も精神的、身体的な不調が続き、生活も不安定になるといったように長期的に苦しむ被害者が少なくないことが紹介されていました。このような苦しみは「被害者のリアリティ」の一つであり、ワンストップセンターでの緊急的な対応や一時的な支援に注目するだけでは見えてこなかった課題だと気づかされました。今後、「被害者のリ

アリティ」に寄り添った性犯罪、性暴力の報道が行なわれ、そのリアリティに沿った被害の実態を知る人が増え、「被害者のリアリティ」の観点から被害者支援の体制が整備されていくことが重要だ、とシンポジウムの参加を通じて認識することができました。

大会シンポジウムの感想②

「刑法改正とこれから——法・メディア・被害者支援の現場からの報告」

川口千尋

去る2023年6月16日、性犯罪にかんする刑法の改正が行われ、それまでの「強制性交罪」が「不同意性交罪」となった。明治時代に刑法が制定されてから実に116年もの長い月日を経て、同意のない性行為は犯罪であるということが法律に明記されたのである。

そして、刑法改正の翌日、2023年度日本女性学会大会が開催された。初日のシンポジウムでは、法、メディア、被害者支援の現場からこの問題に取り組んできた発題者が、性暴力をめぐるこれまでのたたかいと今後の方針について示唆に富む発表を行った。

弁護士の中山純子さんによれば、今回の刑法改正に向けた法制審議会では構成員の41%を女性が占めたうえ、性暴力被害の当事者が含まれるなどの前進が見られたという。法制審議の結果、今回の法改正で同意の有無を中核に置く規定「No means No」型の刑法は実現された。しかし、今後は相手が自発的に性行為に参加したかどうかを問うスウェーデン刑法のような「Yes means Yes(Yes以外は全てNo)」型の刑法に近づけていく必要があるという。

毎日新聞記者の吉永磨美さんは、男性中心のメディアにおいて、性暴力にかんする報道は避けられたり、「乱暴」「いたずら」などの表現で矮小化されたりする傾向があることを指摘した。そのうえで、新聞労連の女性役員を3割以上にする取り組みやジェンダーにかんする表現のガイドブック作成、取材先の公権力による性暴力に遭った女性記者の裁判などに触れ、変化を希求する女性記者たちの運動の軌跡を示した。

コーディネーターの北仲千里さんと周藤由美子さんは、ワンストップ支援センターの取り組みについて、根拠法の欠缺ゆえに都道府県によって運営機関や支援内容にばらつきがあるという点や、トラウマを治療できる医

師の不足ゆえに被害者を適切な医療機関に繋ぐのが難しいという点などを挙げ、支援現場からの問題提起を行った。

本シンポジウムをとおして、今後も法、メディア、支援現場が連携し、改正法が適切に施行されているか注視していく必要があると感じた。また、一市民として、私自身もさらなる法改正や個人の意思が尊重される社会の実現に向けて声を上げ続ける所存である。

大会シンポジウムの感想③

「刑法改正のその先へ」

近藤凜太郎

デートDV防止授業の講師として民間団体で活動するとき、「同意のない性行為はすべて性暴力です」と子どもたちに伝えていながら、それを裏付ける法的根拠が脆弱であることにいつも無力感を覚えてきた。その意味で、今回の刑法改正は期待の高まるものだ。教育・啓発の現場では、改正内容を浸透させていく努力が求められる。ここでは、シンポジウム当日には話題にのぼらなかった2つの改正点をめぐって簡単にコメントしたい。

第一に、「婚姻関係の有無にかかわらず」という文言が加わり、不同意性交等罪が配偶者間にも成立することが明記された。2年ほど前、フラワーデモ主催者チーム

の一員として、刑法改正を求める県議会意見書採択のために自民党議員5人（全員男性）と面会した際には、「夫婦間にレイプなんかあるのか」という反対意見が出て、配偶者間性暴力の明示を要望として盛り込むことは叶わなかった。彼らのような人びとに明確な行為規範を示すうえでも、今回の法改正は武器になりうる。

第二に、膣や肛門に「身体の一部若しくは物を挿入する行為」が不同意性交等罪の対象に加わり、従来男性器の挿入に限定されていた「性交等」の定義が拡大された。ほとんど報道されないが、これも意義の大きい改正だ。例えばいわゆる「痴漢」等のストリートでの性暴力も、手指や異物の挿入を伴う場合は、不同意わいせつ罪（旧強制わいせつ罪）より重い不同意性交等罪で裁かれることになる。また、この定義拡大は、LGBTQ被害者支援団体が長年要求してきたことでもあり、女性間の性暴力等にも即した条文となった。だが同時に押さえておきたいのは、今国会ではLGBT理解増進法が差別扇動を促進する法律に変貌してしまったことだ。トランス女性を性犯罪者予備軍として悪魔化する言説を野放しにしているようでは、すべての性暴力被害者を尊重する社会は決して実現できない。「性交等」の定義を拡大する刑法改正は確かな前進に違いないが、これを真に意味あるものとするためにも、LGBTQ当事者に対する差別禁止法の整備が不可欠だ。

パネル報告・ワークショップ報告

分科会 E

パネル報告 1

フェミニズムの再生と再創造のために——グローバル化・ポストフェミニズム時代における課題

報告者：牟田和恵、江原由美子、荒木菜穂、千田有紀

司会：牟田和恵

女性たちのありようが多様でかつ困難な時代に、フェミニズムはいかにして有効な理論たりうるかという挑戦に取り組んだ江原由美子氏の新著『持続するフェミニズムのために——グローバル化と「第二の近代」を生き抜く理論へ』（2022）に触発されてフェミニズムの再生と再創造の可能性をさぐった。牟田報告「フェミニズム／ジェンダーをめぐる困難とその背景」は、まず歴

史的なフェミニズムの展開から現在に求められていることを確認するとともに、そのためには自由で公正な議論が保障されるべきことを共有した。江原報告「フェミニズムとグローバル化」では、同書執筆の動機や問題意識が丁寧に話され、N. フレーザー批判を踏まえながら「第二の近代」を経たフェミニズム第3波への可能性が示された。荒木菜穂報告「あらためて、フェミニズムから学んだこと」では、日本の草の根フェミニズムへ注目しながら「フェミニズムから呪いを解く言葉を得る」現代的意味が論じられた。千田報告「フェミニズムの課題と未来」は江原書を精密に読み解きながらウェンディ・ブラウンに拠りつつ「新自由主義の見えざる攻撃」を鍵として第3波への展望が示された。

会場は超満員で、フェミニズムの将来への関心の高さがうかがえる充実したセッションとなった。

文責：牟田和恵

分科会 F

パネル報告 2

高齢女性の社会的孤立防止に対する取り組み ——日本と韓国の事例から

報告者：佐々木陸夫、毎熊亜美、劉 光鍾
司会：佐々木陸夫

生物学的には女性は、男性よりも長寿傾向である。一般論では、女性と男性は夫婦生活を送り、次世代を育て、男性、女性の順に没し、次の世代が同じように次世代を育てていく。しかし昨今では、子ども世代が大都市に居住し、地方都市には老親のみが居住するため、夫の没後は妻である母親のみが家や地域を守っていく現状がある。

その中で、日本における高齢女性の社会的孤立防止を考えると、2つの技法がある。前者は、介護保険サービスを利用することで身体的な自立をカバーする他に、利用者同士およびスタッフとの交流によって社会的孤立を防止する方法があり、毎熊氏が報告した。後者は、介護保険を使わない元気な高齢者を対象にした地域での活動によって交流を深めるといった社会的孤立防止技法を佐々木が報告した。

日本では、介護保険サービスの利用を始めることで、新たに社会的孤立を防止する制度的な技法があるが、人々が暮らす時間は連続しており、元気な時期からの社会的孤立防止活動が望ましい。この点で、韓国では敬老堂での活動や宗教活動により、地域での高齢女性の連携ができており、日本が参考し得る技法ともいえ、劉氏が報告した。

この3者の研究視点をそれぞれ示し、高齢女性の社会的孤立防止に向けた取り組みで、制度活用し、かつ民間レベルで実践する必要性が極めて高いことを示した。その後、会場に意見を求めることで、現状の課題分析の他、今後の展望を模索し、閉会した。

文責：佐々木陸夫

分科会 G

ワークショップ

離婚前親向けプログラムの提案に向けて ——試行実施の検証

報告者：高田恭子、井上匡子、奥野しのぶ
司会：高田恭子

2023年3月に試行実施した「離婚と子どもに関する親ワークショップ<家族のカタチが変わるとき>」について報告し、今後の課題について議論した。高田恭子(広島大学)の実施報告では、離婚後の生活への移行をエンパワメントするというプログラムの目的を再確認し、実施アンケートからその達成を確認するとともに、DVをスクリーニングする機能がないこと、当事者間の著しい非対称性に起因するプログラム実施上の課題を指摘した。実施協力者である奥野しのぶ(こどもステーション)のビデオコメントでは、取り組みへの賛同とともに、父母が同じプログラムを受講する事に懸念が示された。同様にビデオコメントで、山村麻予(関西福祉科学大学)は、心理学視点から本プログラムにおいて当事者のエンパワメントとは何かを分析した結果を提示した。以上を受けて、井上匡子(神奈川大学)より、本実施に向けた具体的な課題とともに、司法福祉の実現の一環として位置づけることの意義と、法的議論において、福祉論や社会理論に則した議論を複合的に検討を行うための結節点となりうるとの見解が示された。フロアから、本プログラム実施に際し「ここは安全だ」という共通の認識があったことの重要性や、一般的なプログラムとして展開される事への期待、子どもや女性のアドボカシーをどのように実現していくかの視点やプログラムの評価方法が重要になるなど多くの意見があり、議論を展開することができた。

文責：高田恭子

個人研究発表

分科会 A

風間孝、釜野さおり、北仲千里、林夏生、藤原直子●
大学教員の性的指向・性自認（SOGI）についての知識と態度に関する全国調査報告①：知識・抵抗感と属性の関連について

釜野さおり、風間孝、北仲千里、林夏生、藤原直子●
大学教員の性的指向・性自認（SOGI）についての知識と態度に関する全国調査報告②：知識、抵抗感、取り組みについての考え方についての分析

児玉谷レミ●自衛隊を対象とした戦後日本社会の軍事的男性性の理論化にむけて——戦闘行為の価値づけに着目した研究動向レビュー

港 那央●ジェンダー視点からベ平連の運動における「市民」概念を再考する——長崎ベ平連の事例を中心に

分科会 B

呉 程穂●テレビドラマにおける女性表象の変容——恋愛・結婚をめぐる

SHI WANYING ●母・妻役割からの脱出としての「不倫ドラマを見る」こと——『金曜日の妻たちへ』を例とする

北村 文●「ワーママ時短術」から「マミーテック」へ——現代日本のインテンシブ・マザリング

河野夏生●「ムダ毛」のない女性身体イメージ——美術作品にみる女性身体の体毛表現に着目して

分科会 C

宮津多美子●メアリ・グリフィスが描く 300 年後のアメリカ——ジャクソン時代の女性ユートピア小説にみるダブルヴォイス

石黒安里●LGBTQ の視点によるユダヤ教の儀礼・伝統・テキストの再解釈——ペサハ（過越しの祭り）を事例に

川口千尋●現代ネパールにおけるジェンダー暴力の諸相——シングルマザーの社会的・政治的排除を事例に

分科会 D

井上 瞳●専門家と当事者の関係性を問い直す——性暴力に関する医療人類学的研究の可能性

岡田玖美子●夫婦関係における対等性と親密性の再定位——フェミニズム正義論に着目して

細島汐華●フェミニスト・スタンドポイント理論とブラック・マザーフッドの知識論——パトリシア・ヒル・コリンズによる黒人フェミニズム思想

次回大会お知らせ

日程、開催形式ともに未定です。
決まり次第、メールニュースでお知らせします。

会員の著書紹介（出版年が古い順）

- 飯田祐子・中谷いずみ・笹尾佳代編『プロレタリア文学とジェンダー——階級・ナラティブ・インターセクショナルリティ』青弓社、2022年
- 飯田祐子・小平麻衣子編『ジェンダー×小説 ガイドブック——日本近現代文学の読み方』ひつじ書房、2023年
- 堀川修平『「日本には性教育がなかった」と言う前に』柏書房、2023年
- 波田あい子・内藤和美、亀田温子著『「AKK女性シェルター」から「DV防止法」制定へ——1990年代フェミニズム・当事者主体の女性運動記録』かもがわ出版、2023年
- ミシュリンヌ・デュモン著、矢内琴江訳『ケベックのフェミニズム——若者たちに語り伝える物語』春風社、2023年
- エリザベス・コップス著、石井香江監修、綿谷志穂訳『ハロー・ガールズ——アメリカ初の女性兵士となった電話交換手たち』明石書店、2023年
- 山家悠平著『生き延びるための女性史——〈遊郭に響く声〉をたどって』青土社、2023年

会員の著書紹介募集

以下のルールで会員のみなさまの著作を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- ・会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・1年以内の発行物
- ・ご本人の申し出があったもの
- ・寄贈は条件としない
- ・寄贈いただいたもので会員の著作と判明したもの

ニュースレター担当

西倉実季、三枝麻由美

会費納入のお願い

- 2023年度までの会費が未納の方は、どうぞお早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでに送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。
ゆうちょ銀行 振替口座
口座記号番号 00890 - 6 - 31306
加入者名 日本女性学会
- ネットバンキングでも納入できます。
ゆうちょ銀行 支店名：089（ゼロハチキユウ） 預金種目：当座 口座番号：0031306
- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。
 - ・400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
 - ・400～600万円未満：8,000円
 - ・600万円以上：10,000円
- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。
- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っております。重ねてのご協力をお願いいたします。
- 永年会員制度をご活用ください
2021年度から永年会員制度が開始されました。前年度までの会費を納めている65歳以上の会員は、前年度会費額の3カ年分の納入によって会費完納とし、永年会員とすることができます。振り込み時に「永年会費」とお書きください。
65歳以上の会員の皆さま、どうぞご活用ください。